

諮問日：平成28年5月18日（平成28年度（情）諮問第2号）

答申日：平成28年9月1日（平成28年度（情）答申第7号）

件名：東京地方裁判所民事第21部の事務処理要領の不開示判断（開示対象外）
に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「東京地裁民事21部の事務処理要領（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京地方裁判所長（以下「原判断庁」という。）が、本件開示申出文書は開示対象外であるとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、原判断庁が平成28年4月14日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書は、平成27年7月21日公表の不適切な郵便切手管理に関する調査に関して東京地方裁判所事務局が取得しているはずであるから、司法行政文書に該当するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

東京地方裁判所の説明によると、本件開示申出文書は、個々の事件処理の参考とするために、裁判に密接に関連する事項について複数の裁判官等が申合せを行った結果などを記載した文書であると考えられるから、司法行政文書ではない。

また、東京地方裁判所において行った郵便切手管理に関する調査においては、

事務局が本件開示申出文書を取得したことはなく、その他の司法行政事務を処理する目的で取得したこともないとのことであるが、本件開示申出文書の作成目的や性質に照らすと、この説明は合理的である。

したがって、東京地方裁判所は、本件開示申出文書を司法行政文書として保有していないのであるから、本件開示申出について、不開示とした原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年5月18日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月22日 審議
- ④ 同年8月29日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出について

本件開示申出は、苦情申出人から、東京地方裁判所に対し、東京地方裁判所民事第21部の事務処理要領（本件開示申出文書）の開示を申し出るものである。

これに対し、原判断庁は、本件開示申出文書は司法行政文書開示手続の対象とはならないとして不開示としたところ、苦情申出人は、本件開示申出文書は司法行政文書であると主張して苦情申出をしたが、最高裁判所事務総長は、原判断を妥当としている。

そこで、本件開示申出文書が司法行政文書に該当するか否かについて検討する。

2 本件開示申出文書の司法行政文書該当性について

- (1) 取扱要綱記第2本文は、「裁判所は、その保有する司法行政文書の開示の申出があった場合は、何人に対しても、当該司法行政文書を開示するものと

する。」と定め、同記第1は、「この取扱要綱において「司法行政文書」とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録（略）であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいう。」と定めている。そして、司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれず、裁判事務に関する文書には、裁判に密接に関連する事項について、裁判官等が申合せを行った結果を記載し、裁判所の裁判部において管理している文書が含まれると解される。

(2) そこで、本件開示申出文書について検討すると、これは、東京地方裁判所の裁判部である民事第21部の事務処理要領であるから、個々の事件処理の参考とするために作成されたもので、裁判に密接に関連する事項について、裁判官等が申合せを行った結果を記載したものであると考えられる。

そして、最高裁判所事務総長は、東京地方裁判所の事務局が本件開示申出文書を司法行政事務を処理する目的で取得したことはないと説明するところ、この説明が不合理であるとうかがわせる事情はないから、本件開示申出文書は裁判部において管理されているものと認められる。この点について、苦情申出人は、不適切な郵便切手の管理に関する調査に関連して司法行政部門が本件開示申出文書を取得しているはずであると主張するが、そのような調査に際し、調査対象となる裁判部における事務処理要領を取得する必要があるとする具体的な事情はうかがわれないから、そのような事実を認めることはできない。

そうすると、本件開示申出文書は、取扱要綱記第1にいう「司法行政事務に関する文書」には当たらないというべきであるから、これは同記第2本文に定める司法行政文書の開示の手続の対象となる司法行政文書には該当しないのであって、同手続の対象とはならない文書である。

3 原判断の妥当性について

以上のとおりであるから、本件開示申出につき不開示とした原判断について

は、本件開示申出文書が取扱要綱による司法行政文書の開示の対象となる司法行政文書に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人